

資格取得支援制度

(趣旨)

第1条 この制度は、職員が自発的意志に基づき、自己研鑽や福祉に関する技術の習得、資格取得等のための講習会や研修会に参加する場合(以下「資格取得研修」という。)支援するために、必要な事項を定める。

(支援対象事業)

第2条 特別養護老人ホーム多気彩幸(以下「施設」という。)が、支援する対象事業は、次の各号のとおりとする。

- (1)福祉関係資格取得のための講習会、研修会等
- (2)その他施設長等が認める事業

(支援の内容)

第3条 施設が支援する内容は、次のとおりとする。

- (1)講習会、研修会等参加に必要な交通費。この場合、旅費規定を準用する。
- (2)講習会、研修会等に必要な負担金等(1資格1回に限り上限1万円)
- (3)講習会、研修会等の情報の提供
- (4)勤務日割振及び年休取得への配慮
- (5)資格取得のための図書の購入の負担金(1資格1回に限り上限1万円)

(申請手続き)

第4条 施設の支援を受けて資格取得研修を申請する職員は、別紙様式「自主研修受講申請書」を施設長等へ提出しなければならない。

(承認手続き)

第5条 施設長等は、第1条、第2条及び業務の支障の有無を勘案し決定する。

(勤務の取扱い)

第6条 職員が資格取得研修に参加する場合は、原則として公休日又は年休日をあてるものとする。

(結果報告)

第7条 資格取得研修が修了した職員は、様式1によりその結果をすみやかに施設長に報告しなければならない。

- 2 資格取得研修において資格を取得した職員は、当該資格証の写しを施設長等に提出しなければならない。

(褒章金)

第8条 自主研修により資格取得した職員には、請求(様式2)に基づき褒賞金を付与する。

2 褒賞金対象資格及び褒賞金額は次のとおりとする。

- (1) 介護福祉士 5,000円
- (2) 社会福祉士 5,000円
- (3) 介護支援専門員 5,000円

(返還義務)

第9条 資格取得研修修了後、3年以内に退職した場合は、第3条第1項(2)、(5)に規定する助成金の全額を返還しなければならない。

附則

平成29年 5月 1日より施行